熊本県被災観光地の復興に向けたイベント実施業務委託

仕様書

**１　業務名**

　　熊本県被災観光地の復興に向けたイベント実施業務

**２　委託期間**

　　契約締結の日から令和３年（２０２１年）３月８日（月）まで

**３　事業の目的**

　　人吉球磨地域の観光産業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、令和２年７月豪雨災害により、非常に厳しい状況である。

このような中、令和３年度以降の本格的な観光復興に向け、復興の現状を正確に伝え、域外からの誘客促進を図ることを目的に、人吉球磨地域の魅力を発信するイベントを実施する。

当該イベント開催を通じて、交流人口の拡大を図り、地域の活性化に繋げるとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止策が組み込まれた、安全安心な「新しい観光のスタイル」の確立を目指す。

**４　委託業務内容**

（１）イベントの開催

＜イベント概要＞

イベントの開催日、開催場所及び内容は次のとおり想定するが、最終的には提案内容及び協議により決定するものとする。

①日時

令和３年（２０２１年）３月５日（金）、６日（土）、７日（日）

②場所

人吉市内・近郊

　　③内容

・地元飲食店等による観光マルシェイベント

・域内観光周遊バス等の運行

・参加型体験イベント

・イベントに係る情報発信

・その他提案企画

＜全体運営＞

ア　「新しい生活様式」の中においても実現可能なもので、効果的なＰＲや誘客につながるようなイベント企画を提案すること。

イ　雨天の場合でも同等程度の集客が見込めるイベントを実施可能な体制を整えること。

ウ　新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しながら、会場内の配置および装飾を企画提案すること。

エ　イベント運営及び会場・設備等の準備・撤収を行うこと。

オ　イベント実施にかかる一切の法的手続（建築関係、消防関係、食品衛生関係等）を行うとともに、必要な申請・検査等について適切に対応すること。

カ　会場の使用にかかる申請、その他調整等を行うこと。会場については、あらかじめ開催時の状況を確認し、「密」にならないだけのスペースを確保できる会場を提案すること。

キ　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じて、開催中止等も含めて柔軟に対応すること。

＜地元飲食店等によるマルシェ＞

ア　出店者の募集・調整を行うこと。

イ　出展ブース、来場者の休憩・飲食スペースの配置を企画提案すること。

ウ　各ブーステントには、最低限必要な備品を配置すること。

エ　来場者の飲食・休憩スペースについては、雨天対策のため屋根付きのブースとすること。

オ　各ブースの配置については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、十分な間隔を設けるとともに、十分な対策を講じること。

＜参加型体験イベント＞

ア　イベント会場内に、人吉球磨をテーマとしたアクティビティ体験やアトラクションコーナーを設け、常時楽しめる企画を提案すること。

イ　性別・年齢を問わず参加できるものとし、集客効果を含む企画に努めること。

ウ　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、十分な対策を講じること。

＜その他提案企画＞

ア　イベントにおけるその他誘客につながる企画を提案すること。

（２）域内観光周遊バス等の運行

ア　イベント開催期間等における、イベント会場、公共交通機関発着場、域内主要観光スポット等を周遊するバスを企画提案のうえ運行し、域内周遊を促進すること。

イ　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、バス車内の換気、乗車上限人数の設定等に留意すること。

（３）イベントに係る情報発信

ア　イベントの開催について、鹿児島県、宮崎県及び熊本県内をメインターゲットとし、テレビ、新聞、インターネット、交通広告など性格の異なる複数のメディアを組み合わせ、当日の誘客につながる効果的な広告戦略を提案のうえ情報発信すること。

イ　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じて、発信先の変更等も含めて柔軟に対応すること。

（４）その他自由提案

ア　その他、予算の範囲内で当該事業の効果を最大化するものがあれば提案すること。

**６　成果物**

（１）実績報告書　　　　　　　　　　　２部

（２）記録写真データ　　　　　　　　　DVD-R一式

（３）その他、提案事項による成果物　　一式

**７　業務完了報告書の提出について**

（１）業務が完了した際は、委託者に対し、令和３年（２０２１年）３月８日（月）までに提出すること。

（２）受託者は、業務完了報告書を提出し、委託者の検査に合格したときは、支払請求書を委託者に提出しなければならない。

**８　著作権**

（１）本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

（２）本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。

（３）受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

（４）受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

（５）受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

**９　受託者の責務**

（１）秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。

（２）委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。

（３）委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

（４）業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。

（５）関係法令を遵守し業務に当たること。

**１０　その他**

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。